

消 防 予 第 38 号
令和 6 年 1 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 予 防 課 長

「消防設備士講習のオンライン化の推進について」の一部改正について

消防設備士講習のオンライン化の推進については、「消防設備士講習のオンライン化の推進について」（令和 5 年 3 月 22 日付け消防予第 184 号。以下「184 号通知」という。）により通知しているところです。

今般、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 5 号）及び消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（令和 6 年消防庁告示第 3 号）が令和 6 年 1 月 26 日に公布・施行され、オンライン化に対応した消防設備士講習の修了証明の方法として、修了証の発行が追加されたこと等に伴い、184 号通知を別添のとおり改正しましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に規定に基づく助言であることを申し添えます。

消防予第 184 号
令和 5 年 3 月 22 日

改正 令和 6 年 1 月 26 日消防予第 38 号

都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

消防設備士講習のオンライン化の推進について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 10 において、消防設備士は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「消防設備士講習」という。）を受けなければならないと規定されているところ、現在は、法第 17 条の 11 に規定する指定講習機関が指定されていないことから、各都道府県のみが消防設備士講習の実施機関となっているところです。

消防設備士講習のオンライン化については、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置することとされたこと及び第 5 回デジタル臨時行政調査会（令和 4 年 10 月 27 日）において、令和 4 年 7 月から令和 7 年 6 月までの 3 年間の「集中改革期間」を令和 6 年 6 月までの 2 年間を目途に前倒しすることとされたところです。

消防設備士講習は、消防設備士免状の交付を受けている者すべてに受講義務があり、講習を受けなかった場合は、消防設備士免状の返納命令の対象となるものであることから、消防設備士講習の実施機関の責務として、オンライン講習を含め、消防設備士が消防設備士講習を受ける機会を適切に確保することが求められます。

貴職におかれましては、消防設備士講習の趣旨及びオンライン化の必要性を十分にご理解の上、令和 6 年 6 月までを目処として、下記事項に留意し、消防設備士講習のオンライン化を実施するため、速やかに具体的な検討を進めるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 集中改革期間の取組について

消防設備士講習を実施する機関は、令和 6 年 6 月を目処に「申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結」が基本となるよう、講習のオンライン化に集

中的に取り組むこと。

なお、講習のオンライン化に当たっては、「防火・防災管理に関する講習のガイドラインの改正について（通知）」（令和5年1月20日付け消防予第41号）の別添2「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」第2章第2節を参考とすること。

2 オンライン講習の実施について

- (1) 当面は、デジタル機器に不慣れな受講者やデジタル環境が整備されていない受講者等も消防設備士講習を公平に受講できる体制を確保することが必要であることから、従来の集合講習及びオンライン講習を並行して実施されたいこと。
- (2) オンライン講習の実施時期及び受講者数については、当面の間、まずは全体の少なくとも1割程度の受講者がオンライン講習を受講する機会を得ることができることを目安とするなど、オンライン講習の開始にあたっては、各都道府県における受講者数等の実情を踏まえた可能な範囲で設定することが適当であること。